

利用上の注意

I. 調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を参考として掲載している。

3. 調査の期日

平成25年特定サービス産業実態調査は、平成25年7月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成24年1月1日から12月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に掲げる「大分類Gー情報通信業」、「大分類Jー金融業、保険業」、「大分類Kー不動産業、物品賃貸業」、「大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業」、「大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業」、「大分類Oー教育、学習支援業」及び「大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成25年は、次に掲げる28業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(一部業種は企業)を対象に調査を行った。

平成25年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 対事業所サービス業(21業種)

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391ーソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392ー情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401ーインターネット附随サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411ー映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412ー音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業
新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413ー新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414ー出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 416ー映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業

調査業種	調査対象の範囲
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643－クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 701－各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 702－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 703－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 704－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 705－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 709－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
デザイン業	日本標準産業分類に掲げる小分類 726－デザイン業に属する業務を主業として営む事業所
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 731－広告業に属する業務を主業として営む事業所
機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 743－機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 745－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所
機械修理業 (電気機械器具を除く)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901－機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 902－電気機械器具修理業に属する業務を主業として営む事業所

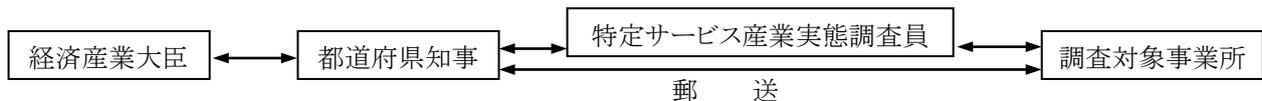
(2) 対個人サービス業(7業種)

調査業種	調査対象の範囲
冠婚葬祭業	日本標準産業分類に掲げる小分類 796－冠婚葬祭業に属する業務を主業として営む事業所
映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類 801－映画館に属する業務を主業として営む事業所
興行場，興行団	日本標準産業分類に掲げる小分類 802－興行場(別掲を除く)，興行団に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ施設提供業	日本標準産業分類に掲げる小分類 804－スポーツ施設提供業に属する業務を主業として営む事業所
公園，遊園地・テーマパーク	日本標準産業分類に掲げる小分類 805－公園，遊園地に属する業務を主業として営む事業所
学習塾	日本標準産業分類に掲げる小分類 823－学習塾に属する業務を主業として営む事業所
教養・技能教授業	日本標準産業分類に掲げる小分類 824－教養・技能教授業に属する業務を主業として営む事業所

5. 調査方法及び経路

(1) 都道府県経由の調査

都道府県知事が任命した、特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。



(2) 経済産業省調査

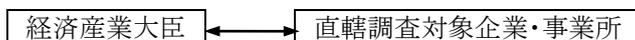
① 経済産業省一括調査

経済産業省が調査を委託した、特定サービス産業実態調査実施事務局が、対象事業所を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送により配布及び収集を行う方法。



② 経済産業省直轄調査

経済産業省が調査を委託した、特定サービス産業実態調査実施事務局が郵送により配布及び収集を行う方法。



6. 調査票の種類及び調査内容

平成 25 年調査は、19 種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附随サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「音声情報制作業調査票」、④「新聞業調査票」、⑤「出版業調査票」、⑥「映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業調査票」、⑦「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、⑧「物品賃貸業調査票(各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業)」、⑨「デザイン業、機械設計業調査票」、⑩「広告業調査票」、⑪「計量証明業調査票」、⑫「冠婚葬祭業調査票」、⑬「映画館調査票」、⑭「興行場、興行団調査票」、⑮「スポーツ施設提供業調査票」、⑯「公園、遊園地・テーマパーク調査票」、⑰「学習塾調査票」、⑱「教養・技能教授業調査票」、⑲「機械修理業、電気機械器具修理業調査票)を用いて、経営組織、従業者数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

また、標本調査業種(「7. 標本設計及び抽出方法」の(2)を参照)については、事業従事者数(又は常用雇用者数)が 4 人以下の事業所は調査項目を簡素化した簡易票で調査を行った。

7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団名簿

平成 21 年経済センサス-基礎調査を用い、かつ、特定サービス産業実態調査から得られる最新情報(廃業、対象外、主業変更等)を反映した。

(2) 標本設計を行う業種の選定

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、28 業種のすべてについて、標本設計を行ったが、母集団数が少ない業種については、全数調査とした。

【全数調査とした業種(7 業種)】

「音声情報制作業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「事務用機械器具賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「計量証明業」、「映画館」、「公園、遊園地・テーマパーク」

(3) 抽出方法

① 層化及び抽出の考え方

業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化抽出した。なお、企業単位の業種については、業種別・常用雇用者規模別・都道府県別に層化抽出した。

基準変数は、原則、売上高とする。ただし、売上高が把握できない場合は、事業従事者(又は常用雇用者)とする。なお、母集団名簿である平成 21 年経済センサス-基礎調査では売上高が把握されていないことから、過去の特定サービス産業実態調査などを用いて設計を行った。

②配分方法

全国計の業種ごとに基準変数に対する標準誤差率が 2.0%以下になるよう標本数を計算。この標本数を事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分した。

層ごとに抽出率が 50%を超える層にあっては、悉皆層と設定した。この場合にあって、各業種の 100 人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定(中小企業基本法の考え方を踏まえて設定)。

その後、抽出層の標本数を再計算した。

セルごとの最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加した。

【層の区分】

事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)の層は以下の区分とした。

- 1; 4 人以下、2; 5 人～9 人、3; 10 人～29 人、4; 30 人～49 人、5; 50 人～99 人、
6; 100 人～299 人、7; 300 人～499 人、8; 500 人以上

※業種によっては、300 人以上を1つの層と設定。

(4) 都道府県別の標準誤差率の改善

都道府県ごとに基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加。業種別・事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)・都道府県別に、事業所(企業)数により比例配分した。

(5) 回収率を勘案した標本数の設定

(4)までに算出した標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加した。

(6) さらに希望する都道府県には、(5)に加えて標本数の追加を行った。

(7) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \sum_{i=1}^L \left\{ \frac{\text{標準偏差}_i^2}{\text{標本数}_i} \right\} \times \left\{ \frac{(\text{母集団数}_i - \text{標本数}_i)}{(\text{母集団数}_i - 1)} \right\} \times \left\{ \frac{\text{母集団数}_i^2}{\text{母集団数}^2} \right\}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均

標準偏差_i : 第i層の売上高(※)の標準偏差 平均 : 売上高(※)の平均

標本数_i : 第i層の標本数 母集団数_i : 第i層の母集団数

L : 層の総数

※ 業種ごとに平成 22 年特定サービス産業実態調査の結果を利用。

8. 推計方法

・標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に業種別・事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)・都道府県別の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

- ① 母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。
- ② 有効回答数は、集計事業所(企業)数である。
- ③ 各層(事前の層)の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \frac{\text{当該層の有効回答数}}{\text{当該層の母集団数}}$$

(2) 個票の拡大推計(事前の層)

個票の拡大推計は、各個票(有効回答)の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種、事業従事者規模(又は常用雇用者規模)、都道府県のいずれかの区分が移動した場合でも、標本抽出時の業種、事業従事者規模(又は常用雇用者規模)、都道府県の区分(事前の層)で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

・全数調査業種

全数調査業種の未回収事業所(企業)の補完は、各調査事項の業種別・事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)・都道府県別の平均値(又は全国平均値)により行った。

9. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

①業種別の回答状況(標本調査業種)

調査業種	標本数	回答数	回答率 (%)	有効回答	
				有効回答数	有効回答率 (%)
合計 (21業種)	42,677	36,370	85.2	35,891	84.1
ソフトウェア業	2,654	2,367	89.2	2,353	88.7
情報処理・提供サービス業	1,872	1,733	92.6	1,693	90.4
インターネット附属サービス業	1,059	716	67.6	676	63.8
映像情報制作・配給業	1,210	989	81.7	989	81.7
新聞業	419	374	89.3	374	89.3
出版業	825	685	83.0	685	83.0
映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業	811	597	73.6	594	73.2
各種物品賃貸業	651	594	91.2	585	89.9
産業用機械器具賃貸業	4,628	3,718	80.3	3,685	79.6
自動車賃貸業	1,791	1,333	74.4	1,315	73.4
その他の物品賃貸業	3,118	2,562	82.2	2,365	75.8
デザイン業	2,310	2,028	87.8	2,027	87.7
広告業	1,695	1,519	89.6	1,511	89.1
機械設計業	1,660	1,480	89.2	1,478	89.0
機械修理業(電気機械器具を除く)	2,484	2,026	81.6	2,017	81.2
電気機械器具修理業	1,972	1,760	89.2	1,754	88.9
冠婚葬祭業	1,634	1,415	86.6	1,395	85.4
興行場, 興行団	965	764	79.2	751	77.8
スポーツ施設提供業	1,870	1,627	87.0	1,621	86.7
学習塾	4,247	3,782	89.1	3,776	88.9
教養・技能教授業	4,802	4,301	89.6	4,247	88.4

(注) 標本数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

②業種別の回答状況(全数調査業種)

調査業種	調査対象数	調査票回収数	回収率(%)	集計	
				事業所数	有効回答率(%)
合計(7業種)	2,923	2,350	80.4	2,306	78.9
音声情報制作業	380	246	64.7	246	64.7
クレジットカード業, 割賦金融業	226	218	96.5	218	96.5
事務用機械器具賃貸業	373	297	79.6	284	76.1
スポーツ・娯楽用品賃貸業	388	281	72.4	270	69.6
計量証明業	837	721	86.1	713	85.2
映画館	555	448	80.7	437	78.7
公園, 遊園地・テーマパーク	164	139	84.8	138	84.1

(注) 調査対象数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

(2) 調査結果の評価

① 評価方法

調査結果の評価は、売上高(事業所全体の年間売上高又は企業全体の年間売上高)の達成精度(標準誤差率)を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \left\{ \sum_{i=1}^L \left(\frac{\text{標準偏差}_i^2}{\text{標本数}_i} \right) \times \text{母集団数}_i \times (\text{母集団数}_i - \text{標本数}_i) \right\} / \text{母集団数}^2$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均 標準偏差_i : 第i層の売上高の標準偏差 平均 : 売上高の平均

標本数_i : 第i層の標本数 母集団数_i : 第i層の母集団数 L : 層の総数

②達成精度(標準誤差率)

調査業種	売上高		
	平均(万円)	標準偏差	標準誤差率
ソフトウェア業	47,322	50,783	0.015
情報処理・提供サービス業	75,669	125,830	0.035
インターネット附随サービス業	42,439	55,088	0.054
映像情報制作・配給業	41,947	43,897	0.038
新聞業	242,319	248,334	0.002
出版業	55,086	43,752	0.016
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	10,676	8,788	0.028
各種物品賃貸業	353,393	370,041	0.012
産業用機械器具賃貸業	42,556	70,237	0.025
自動車賃貸業	36,471	109,138	0.058
その他の物品賃貸業	10,981	14,222	0.021
デザイン業	3,618	3,197	0.015
広告業	82,174	97,764	0.045
機械設計業	6,981	5,838	0.020
機械修理業(電気機械器具を除く)	16,929	32,603	0.033
電気機械器具修理業	17,889	25,823	0.035
冠婚葬祭業	27,658	34,494	0.039
興行場, 興行団	34,865	44,795	0.025
スポーツ施設提供業	15,888	10,866	0.016
学習塾	1,923	2,204	0.019
教養・技能教授業	1,063	1,554	0.020

10. 概況及び統計表について

(1) 統計表の種類

統計表について、平成 21 年調査より標本抽出を導入したことにもない、事業従事者(又は常用雇用者)4人以下の事業所を簡易票で調査を行う業種は、事業従事者数(又は常用雇用者数)により集計事項が異なることから、以下の構成とした。

・全規模の部

通常票、簡易票で調査している項目について集計する。

・事業従事者(又は常用雇用者)5人以上の部

通常票で調査している項目について集計する。

(2) 記号及び注記

① この調査結果の概況及び統計表に使用している記号は以下のとおりである。

- ・「－」は該当数値なし、「…」は不詳、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。
なお、「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。
- ・「x」は、1 又は 2 である事業所(企業)に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3 以上の事業所(企業)に関する数値であっても、1又は2の事業所(企業)の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。
- ・「該当事業所(企業)数」は、当該項目に記載のあった事業所(企業)数をいい、調査事業所(企業)の内数を示す。
- ・「事業従事者数」は、事業所(企業)の従業者数計から別経営の事業所(企業)に派遣されている人を除き、別経営の事業所(企業)から派遣されている人を加えたものである。

② 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

11. 過去の調査結果との比較について

(1) 平成 21 年調査より標本調査の導入及び未回収事業所の推計を行っていることから、平成 20 年以前の特定サービス産業実態調査結果との単純比較はできない。

(2) また、平成 25 年調査では、標本調査の母集団及び調査時期を変更したため、前回比較をする場合に注意が必要である。

① 標本調査:平成 21 年調査より標本調査として実施

② 母集団名簿:

- ・平成 21 年、22 年調査:平成 18 年事業所・企業統計調査
- ・平成 25 年調査 :平成 21 年経済センサス-基礎調査

③ 業種分類:日本標準産業分類の小分類

④ 業種格付:主業格付(事業所・企業を最も売上高の高い業種に格付して調査)

⑤ 調査実施年:毎年調査(ただし、経済センサス-活動調査の実施年は中止)

⑥ 調査時期:

- ・平成 21 年、22 年調査:11 月
- ・平成 25 年調査 : 7 月

平成 21 年調査以降の特定サービス産業実態調査の枠組み

	標本調査(一部業種は全数調査)				
	21年	22年	23年	24年	25年
調査名	平成21年特定サービス産業実態調査	平成22年特定サービス産業実態調査	経済センサス-活動調査との重複を避けるため中止		平成25年特定サービス産業実態調査
実施年月	21年11月	22年11月			25年7月
売上高等の対象期間	20年11月1日～21年10月31日	21年11月1日～22年10月31日			24暦年
母集団	平成18年事業所・企業統計調査				平成21年経済センサス基礎調査

「平成 21 年経済センサス-基礎調査」と「事業所・企業統計調査」を比較する場合の留意事項

平成 21 年経済センサス-基礎調査は、我が国の事業所及び企業を対象に新しく創設した調査です。事業所・企業統計調査(平成 18 年まで実施)と調査の対象は同様ですが、調査手法が以下の点において異なることから、平成 18 年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありません。

- ・商業・法人登記等の行政記録の活用
- ・会社(外国の会社を除く)、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入 等

よって、統計表の時系列比較を行っておりません。その点を十分にご留意願います。

資料:平成 21 年経済センサス-基礎調査報告書(総務省)

II. その他の注意事項

- この統計表に掲載された**数値を他に転載する場合は、「平成 25 年特定サービス産業実態調査報告書(経済産業省)」**による旨を明記してください。
- この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 構造統計室

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電 話 03(3501)0327 (ダイヤルイン)

e-mail qqcebd@meti.go.jp

本書に記載されている内容は、経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計情報アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。